

### 3 こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

#### I 児童相談所の業務

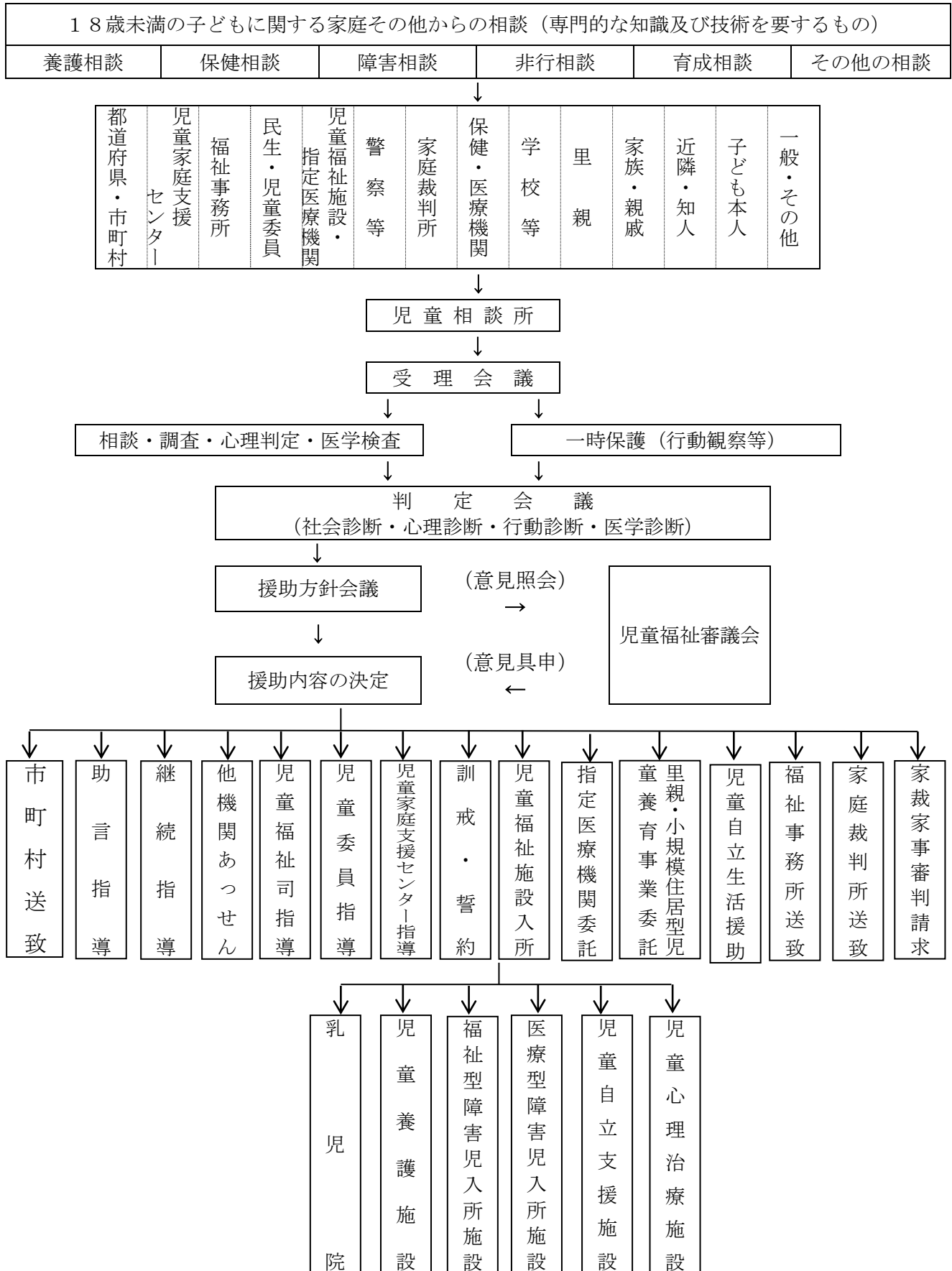
##### 1 相談業務

###### (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談（※）	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところへ分類する）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

※H26 年度から、「自閉症等相談」が「発達障害相談」に改められたもの。（福祉行政報告例の分類による）

(2) 業務の流れ



※児童福祉法の改正により、児童相談所から市町村への事案送致が新設された。また、「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」に名称変更となった。（平成29年4月1日施行）

(3) 相談の状況

ア 受付状況

平成 29 年度に当所が受け付けた相談の総件数は 715 件で、平成 28 年度の 766 件に比べて、51 件の減少（前年度比 93.3%）となった。養護相談が 317 件で前年度の 322 件に比べて 5 件の減少、障害相談が 274 件と前年度の 295 件と比べて 21 件の減少となり、育成相談が 69 件で前年度の 97 件と比べて 28 件の減少となっている。

構成比においては、養護相談が 317 件で 44.3%（前年度 42.0%）と 4 割を占めている。その他の主な割合は、障害相談が 38.3%（前年度 41.5%）、育成相談が 9.6%（前年度 12.7%）、非行相談が 3.9%（前年度 3.7%）となっている。

相談の経路別の主な受付状況については、家族・親戚からの相談が 297 件で一番多く、次いで警察等からの相談が 154 件、県関係機関からの相談が 71 件、市町村関係機関からの相談が 90 件、近隣・知人からの相談が 23 件、学校等からの相談が 27 件となっている。

① 年度別・相談種類別児童受付数 (単位：件 (構成比：%))

相談種類		年度	27	28	29	
					件数	構成比
養護	児童虐待		179	211	192	26.9
	その他		112	111	125	17.5
保健			1	0	0	0
障害	肢体不自由		2	1	1	0.1
	視聴覚障害		0	0	0	0
	言語発達障害等		3	1	1	0.1
	重症心身障害		4	5	2	0.3
	知的障害		305	265	242	33.9
	※発達障害		14	23	28	3.9
非行	ぐ犯行為等		30	20	19	2.7
	触法行為等		6	5	6	0.8
育成	性格行動		43	65	49	6.9
	不登校		16	15	5	0.7
	適性		2	12	9	1.3
	育児・しつけ		2	5	6	0.8
その他			45	27	30	4.2
計			764	766	715	100.0

(注) 構成比は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合もある。  
以下の表についても同様である。

② 平成 29 年度市町村別・相談種類別児童受付数

(単位：件)

相談種別 市町村名	養護		保 健	障 害					非 行		育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し っ け
弘 前 市	132	85		1			2	145	15	11	5	35	3	5	6	20	465
黒 石 市	26	5				1		18	5	2		3		1		3	64
平 川 市	17	4						30	2			4		1		3	61
西目屋村	4	4						1	1								10
藤 崎 町	8	3						23	1	4		5	2	2			48
大 鱒 町		5						4	2		1						12
田舎館村	2							7	1	1							11
板 柳 町		10						12	1			2				2	27
管 外	1	5						2								1	9
不 明	2	4								1						1	8
計	192	125		1		1	2	242	28	19	6	49	5	9	6	30	715

③ 平成 29 年度年齢別・相談種類別児童受付数

(単位：件 (構成比：%))

相談種別 年齢区分	養護		保 健	障 害					非 行		育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性		育 児 ・ し っ け	構成比
0～ 5 歳	76	41				1	1	49	10			6		2	3	2	191 26.7
6～ 11 歳	71	23						53	14	4	3	25		4	2	5	204 28.5
12～ 14 歳	23	26						49	2	12	3	15	4	2	1		137 19.2
15～ 17 歳	22	30		1			1	41	1	3		3	1	1		1	105 14.7
18 歳 以上		1						50								22	73 10.2
年齢 不詳		4							1								5 0.7
計	192	125		1		1	2	242	28	19	6	49	5	9	6	30	715 100.0

④ 平成 29 年度経路別受付数 (単位：件 (構成比：%))

相談経路		件数・構成比	件数	構成比
都道府県	福祉事務所			
	その他		71	10.0
市町村	福祉事務所		61	8.7
	児童委員		1	0.1
	保健センター		5	0.7
	その他		23	3.3
児童福祉施設・ 指定医療機関	保育所			
	児童福祉施設		8	1.1
	指定医療機関			
児童家庭支援センター				
警察等			154	21.8
家庭裁判所			1	0.1
保健所及び 医療機関	保健所			
	医療機関		10	1.4
学校等	幼稚園			
	学校		24	3.4
	教育委員会等		3	0.4
里親			1	0.1
児童委員 (通告の仲介を含む)				
家族・親戚			297	42.1
近隣・知人			23	3.3
子ども本人			4	0.6
その他			19	2.7
計			705	100.0
(再掲)	巡回相談			
	電話相談		111	

イ 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については、下表のとおりである。主な原因としては、家庭環境(虐待、経済的理由等)から生じた問題が305件と95%を占めている。

養護相談の理由別処理件数 (単位：件)

理由別 処理	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所				1	3	15		19
里親委託								
面接指導				13	191	90	2	296
その他					4	2		6
計				14	198	107	2	321
構成比(%)				4.4	61.7	33.3	0.6	100.0

注. 面接指導には、児童福祉司指導、継続指導等が含まれている。

※里親制度について

平成 21 年 4 月に里親制度が大幅に改正され、従来の養育里親、親族里親、専門里親の他、養子縁組里親が新たに制度化されている。

里親制度は、家庭的に恵まれない子どもを里親として登録された家庭に預け、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

当所管内の委託状況は下表のとおりである。

当所管内の里親、里子の状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：登録里親世帯数、委託里親世帯数は世帯、委託率は%、委託里子数は人)

登録里親世帯数	委託里親世帯		委託里子数
	実数	委託率(%)	
23	6	26.1	6

ウ 処理(措置)状況

平成 29 年度中の処理件数は 708 件(前年度 755 件)である。内訳は、助言指導で処理したものが 602 件で 85%(前年度 614 件 81.3%)、児童福祉施設等入所措置 19 件で 2.7%(前年度 20 件 2.6%)、障害児施設への利用契約 7 件で 1.0%(前年度 5 件 0.7%)、児童福祉司指導措置 4 件で 0.6%(前年度 13 件 1.7%)、などとなっている。前年度と比較すると、構成比においては大幅な増減はない。

平成 29 年度相談処理数

(単位：件(構成比：%))

処 理	件数・構成比	件 数	構 成 比
助 言 指 導		602	85.0
継 続 指 導		7	1.0
他 機 関 あ っ せ ん		1	0.1
児 童 福 祉 司 指 導		4	0.6
児 童 委 員 指 導			
児童家庭支援センター指導委託			
福祉事務所送致又は通知		4	0.6
訓 戒 ・ 誓 約			
児 童 福 祉 施 設 入 所		19	2.7
指 定 医 療 機 関 委 託			
里 親 委 託			
法 27-1-4 による家庭裁判所送致			
障 害 児 施 設 へ の 利 用 契 約		7	1.0
そ の 他		64	9.0
計		708	100.0

エ 不登校相談について

不登校相談の相談処理状況は、下表のとおりである。

(単位：件)

施設入所	福祉司指導	継続指導	助言指導	その他	計
			5		5

オ 非行相談

非行相談については金銭持出が6件と最も多く全体の約30%占めており、次いで家出が4件、窃盗が2件、その他(怠学や喫煙等の問題行動、万引き(警察からの通告がないもの)等)が1件で、これらで全体の65%を占めている。

なお、これらの件数は主なる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることがしばしばである。

非行問題の理由別処理件数

(単位：件)

理由別 処 理	ぐ犯等相談								触法行為等相談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所													
面 接 指 導	2			4	6			2	2	3		1	20
そ の 他													
計	2			4	6			2	2	3		1	20

注. 面接指導には、児童福祉司指導、継続指導等が含まれている。

## 2 判定業務

相談別判定件数、医学的・心理学的検査状況、判定書（証明書等）の交付状況、心理療法・カウンセリングの状況については、下表のとおりである。

相談別判定件数

(単位：件)

養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害等	ぐん犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
34						257	10	16	13	25		4			359

医学的・心理学的検査状況

(単位：件)

検査対象者	医学診断指導				心理診断指導					
	診断指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	計
児童	52			52	185	99	45	5	246	580
保護者	58			58					209	209
その他	1			1					33	33
合計	111			111	185	99	45	5	488	822

判定書（証明書等）の交付状況

(単位：件)

特別児童扶養手当	愛護手帳	障害児保育意見書	その他 (福祉手当・障害証明書)	計
12	179		94	285

心理療法・カウンセリングの状況

(単位：件)

実施者 対象者	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員	計
児童		107	158		265
保護者		67	371		438
その他		86	412		498
計		260	941		1,201



### 3 一時保護業務

#### (1) 一時保護の状況

平成 29 年度に当所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員は 26 人、延人員は 297 人であり、実人員・延人員ともに昨年度より減少している。(昨年度比 63.4% (実人員)、30.9% (延人員))  
また、相談種類別では、「養護」及び「非行」となっている。

#### ア 実人員及び延人員

(単位：人)

保護の内容 年度・人員		中央児相の 一時保護	所内保護	保護委託	計
27	実人員	13	3	18	34
	延人員	329	3	215	547
28	実人員	10	6	24	40
	延人員	292	6	663	961
29	実人員	3	6	15	24
	延人員	102	6	189	297

#### イ 相談種類別一時保護児童数

(単位：人)

種類 人員	養護	保健	障害 (言語障害、 知的障害等)	非行 (ぐ犯・触法 行為等)	育成その他 (性格行動、 不登校等)	計
実人員	22			2		24
延人員	247			50		297

#### (2) 委託一時保護の状況

#### ア 相談種類別委託一時保護児童数

(単位：人)

種類 人員	養護	保健	障害	非行	育成その他	計
実人員	14			1		15
延人員	174			15		189

#### イ 委託先別委託一時保護の状況

(単位：人)

委託先 人員	児童福祉 施設	病院	里親	警察	その他	計
実人員	12	1		2		15
延人員	185	2		2		189

## II 児童相談所の事業

### 1 子ども虐待防止対策

#### (1) 児童相談所法律相談実施事業

保護者が、自らの虐待行為を認めない場合の法的介入又は処遇にあたり、法的手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

平成 29 年度の実績 4 件

#### (2) 子ども虐待ホットライン

虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を設置している。

通告者(相談者)別の受付状況は下表のとおりである。(単位:件)

家 族	警 察	学 校 等	本 人	福 祉 事 務 所	市 町 村	近 隣 ・ 知 人	保 健 所	医 療 機 関	民 生 児 童 委 員	児 童 福 祉 施 設	親 戚	不 明 ・ そ の 他	計
9						1					1	1	12

#### (3) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験をもつ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助等を目的としてフォローアップ事業を平成 13 年度から実施している。

平成 29 年度の実績は下表のとおりである。

##### ・児童福祉施設訪問指導

訪問施設数	訪問指導回数	児童実人数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
1	20			60

##### ・被虐待児個別心理治療指導

児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
9	62	78

##### ・被虐待児の親への指導

親数	延指導回数
11	41

##### ・被虐待児集団心理治療指導

児童集団指導		
指導回数	児童数	延指導回数

#### (4) 虐待相談処理件数

虐待相談件数は全国でも県全体でも増加傾向にあり、当管内でも同様の傾向となっている。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件数	178	208	198

(5) 処理状況

処理の状況では、助言指導が大きな割合を占めている。

年 度	助言指導	継続指導	他機関 斡旋	児童福祉 司指導	児童福祉 施設入所	里親委託	その他	計
28年度	186	6	2	5	4		5	208
29年度	184	4	1	3	3		3	198

(6) 相談種別

相談種別では、身体的虐待・性的虐待及び保護の怠慢・拒否が減少し、心理的虐待が増加している。

年 度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢 ・拒否	計
28年度	50	2	128	28	208
29年度	34		137	27	198

(7) 相談経路

相談経路では、警察等が最も多く、次いで家族、近隣・知人からの相談が占めている。

区 分 年 度	家 族	親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	家 庭 裁 判 所	学 校 等	市 町 村	そ の 他	計
	28年度	27	1	25	1				4		102		23	3	22
29年度	14	1	18	3				1		139		7		15	198

(8) 虐待者

虐待者は、実父が最も多く、全体の59%を占めている。

年 度	実 父	実父以 外の父	実 母	実母以 外の母	祖 父	祖 母	親 戚	その他	不詳	計
28年度	89	7	109			1		2		208
29年度	117	14	66					1		198

## 2 児童環境づくり支援

(1) 地域の児童環境づくり支援業務

地域の児童相談関係者を対象とした研修会の開催や、地域における児童健全育成や児童環境づくり活動の支援を行っている。

ア 里親研修会及び里親会研修会・交流会等の開催  
開催回数 3回

イ 各種団体等での啓発活動  
実施回数 27回

参考

児童福祉施設等措置状況（平成30年4月1日現在）

（単位：人）

種別	施設名	市町村名									計
		弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	管外	
乳児院	弘前乳児院	6							1		7
児童養護施設	藤聖母園	6		1						2	9
	弘前愛成園	12	5	1		1				8	27
	幸樹園	6								4	10
福祉型 障害児 入所施設	八甲学園										
	弘前市弥生学園							1	1		2
	森田学園										
	もみじ学園			2						1	3
医療型 障害児 入所施設	あすなる療育福祉センター（入所）										
	あすなる療育福祉センター（重心）										
	さわらび療育福祉センター	1									1
	八戸病院										
	青森病院										
児童自立 支援施設	子ども自立センター みらい	1									1
	国立きぬ川学院										
	国立武蔵野学院										
児童心理治療施設	青森おおぞら学園	1									1
ファミリーホーム	がっぼ										
里親		2	1	2				1			6
	計	35	6	6		1		1	2	16	67